

個室・ユニットと多床室等を併せて特別養護老人ホームを整備した場合の介護報酬の取扱いについて

本県では、第4期介護保険事業支援計画に基づき介護基盤整備を進めるとともに、国の経済危機対策の一環としての介護基盤の緊急整備に取り組んでいるところである。

こうした中、今般、他県において、個室・ユニットと多床室等を併せた形で整備する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の介護報酬について、国の通知に合致しない取扱いをしている例が多数あることが判明した。

本県においては、同様の事例はなかったものの、今後、そうしたことが生じないよう、事業要望団体に周知するなど適切な対応を取ることとしている。

1 介護報酬の取扱いに係る国の方針

個室・ユニットと多床室等を併せて特養を整備する場合の介護報酬の取扱いについては、平成15年3月19日付けの厚生労働省通知により定められているが、このたび、平成22年3月24日付けの厚生労働省事務連絡により、平成15年4月1日以降の新設については、個室・ユニットを含んでいるとしても、個室・ユニット型としての介護報酬は請求できず、額の低い従来型個室としてしか請求できないことが明示された。（別紙参照）

2 全国の状況

埼玉県、群馬県、広島県などにおいて、平成15年4月1日以降に個室・ユニットと多床室等を併せて新設し、開設している特別養護老人ホームが既に20以上あり、誤って個室・ユニット型としての介護報酬を得ていることが判明した。

国は、これらの施設に対し、過大に支払われた介護報酬の返還を求める方針である。

3 本県における今後の対応

（1）施設整備に係る県補助金について

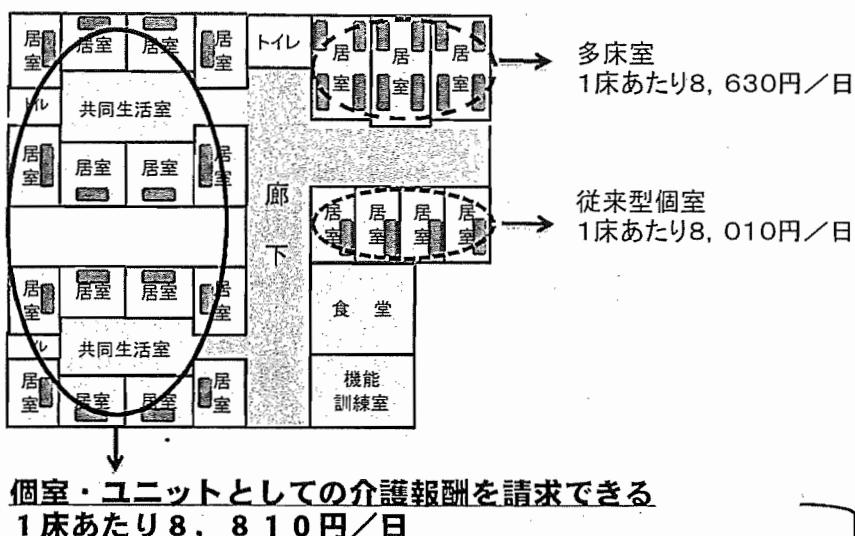
平成22年度整備分から、個室・ユニットと多床室等を併せて整備する場合であっても、一定の要件を満たす場合には、個室・ユニット部分を補助対象としているところであるが、介護報酬に係る上記の状況を踏まえ、個室・ユニットと多床室等を併せて整備する場合の補助対象を平成15年4月1日に現に存する施設に係る同日以降の増築又は改築に限ることとする。

（2）国への提案について

利用者からは、個室・ユニット型施設については、居住費の利用者負担が大きいとの声も多いところであり、利用者負担の軽減等について国に提案してまいりたい。

**個室・ユニットと多床室等を併せて整備した場合の介護報酬例
(要介護 4 の場合の例)**

1 平成 15 年 4 月 1 日に存する施設の増築又は改築の場合



2 平成 15 年 4 月 1 日以降の新築の場合

